

# 平成31年第1回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成31年1月29日(火) 14時00分～14時45分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

## 1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

## 1 欠席者の氏名

## 1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	深 松 良 蔵
教育総務課長	山 崎 康 徳
学校教育課長	谷 口 誠 志
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	泉 淳一郎
文化財課長	松 本 慎 二
学校教育課学事班長	塩 土 敬 治
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

## 1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第1号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第2号 南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第3号 南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例について

議案第4号 南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第5号 南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について

報告第1号 損害賠償の額の決定について

報告第2号 損害賠償の額の決定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 平成30年度南島原市一般会計補正予算(第5号)について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

第7 閉会

日程第1 開 会

永田教育長        それでは、ただ今から平成31年第1回定例会を開会いたします。

日程第2 前回会議録の承認

永田教育長        日程第2、前回会議録の承認ですが、松尾委員が指名されておりましたので、署名をお願いいたします。

(平成30年第12回定例会…松尾委員が署名)

永田教育長        ありがとうございました。

日程第3 会議録署名人の指名

永田教育長        日程第3、会議録署名人の指名ですが、今回は、近藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長        そのとおり、決定いたします。

日程第4 教育長報告

永田教育長        日程第4、教育長報告に入ります。教育次長から説明をさせます。

教育次長        (別紙により、平成30年12月26日から平成31年1月25日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長        今回の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

永田教育長        特になければ、以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

日程第5 議案審議

永田教育長        続きます。日程第5、議案審議に入ります。  
議案第1号「南島原市教育支援委員会の答申について」を提案いたします。  
この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思います  
ですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長        この案件は、非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

永田教育長        議案第1号については、原案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第1号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第2号「南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について」を提案いたします。  
それでは、担当課長より説明させます。

学校教育課長 議案第2号「南島原市立学校設置条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

平成24年8月に策定しました「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」に基づき、有家町内の小学校、南島原市立有家小学校、南島原市立蒲河小学校、南島原市立新切小学校の3校を平成33年3月31日をもって廃止し4月1日に、同3校を統合して「(仮称)南島原市立有家小学校」の1校とするため、所要の改正を行うものでございます。

現在取り組んでおります、有家小学校校舎新築工事は、「公立学校施設整備費国庫負担金事業(小中学校等の統合校舎等の新增築事業)」の補助対象の事業でございます。

このため、本事業活用の要件として、学校統合を条例で定める必要があることから、統合前ではありますが、「(仮称)有家小学校」として学校設置条例の改正を行うものでございます。

なお、今後組織される「統合準備委員会」で協議され、小学校の名称などが決定された後に、あらためて本条例の改正を行う予定でございます。

新旧対照表をご覧ください。

別表第1、「南島原市立有家小学校」、同じく「蒲河小学校」、同じく「新切小学校」を「(仮称)南島原市立有家小学校」に改めるものでございます。

次に、改め文をご覧ください。

附則で、施行日を平成33年4月1日と定めております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

近藤委員 補助対象の要件のため、改正する旨の説明がありましたが、なぜ今の時期に改正が必要なのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

教育総務課長 国の法律により、条例等で明記した場合は、統合の3年度前若しくは、統合年度において、施設の整備ができるという規定がありますので、事前に本条例において、統廃合を明記することにより、補助の対象となるよう条例の改正を行い、施設の整備を進めていくということでございます。

永田教育長 他にございませんか。  
特になければ、原案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第2号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第3号「南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例について」を提案いたします。  
それでは、担当課長より説明させます。

文化財課長 議案第3号「南島原市世界遺産影響評価委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。



現在、南島原市世界遺産影響評価委員会の庶務は、企画振興部世界遺産推進室で行っておりますが、平成31年4月1日に予定する機構組織の改編に伴い教育委員会事務局文化財課で行うこととなったため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第7条（庶務）の規定中、「企画振興部世界遺産推進室」を「教育委員会事務局文化財課」へ改めるものでございます。

次に、改め文をご覧ください。

附則で、施行日を平成31年4月1日と定めております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第3号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第4号「南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。

それでは、担当課長より説明させます。

生涯学習課長 議案第4号「南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

現在、各公民館につきましては、規則で公民館毎に休館日を規定しておりますが、公民館の休館日を、「12月29日から翌年1月3日まで」に統一するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

現行では、第3条において、各公民館の休館日を別表のとおりとし、別表で各公民館の休館日を規定しておりますが、これをすべての公民館の休館日を、「12月29日から翌年1月3日」に改めるものでございます。

次に、改め文をご覧ください。

附則で、施行日を平成31年4月1日と定めております。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

吉田委員 現行では、公民館毎に休館日を設定してあったのを、なぜ、今回、12月29日から翌年1月3日までに統一されることになったのでしょうか。

生涯学習課長 現行で、12月29日から翌年1月3日以外の休館日がある公民館や後ほど説明いたします原城オアシスセンターの利用者から日曜日等の休館日にも利用したいとの要望があり、生涯学習活動の充実、及び利用の向上を図るために今回、12月29日から翌年1月3日のみを休館日とするよう統一するものであります。

永田教育長 他にございませんか。  
特になければ、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第4号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第5号「南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」を提案いたします。  
それでは、担当課長より説明させます。

生涯学習課長 議案第5号「南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。  
先ほどの議案第4号と同様、原城オアシスセンターの休館日を公民館と合わせ「12月29日から翌年1月3日まで」にするため、所要の改正を行うものでございます。  
新旧対照表をご覧ください。  
現行では、第3条1項において、第1号及び第2号において休館日を規定しておりますが、これを「12月29日から翌年1月3日」のみとするよう改めるものでございます。  
次に、改め文をご覧ください。  
附則で、施行日を平成31年4月1日と定めております。  
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第5号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、報告第1号「損害賠償の額の決定について」及び報告第2号「損害賠償の額の決定について」を一括して提案いたします。  
それでは、担当課長より説明させます。

スポーツ振興課長 報告第1号「損害賠償の額の決定について」をご説明いたします。  
平成30年11月15日午後5時15分頃、南島原市南有馬白木野体育館において、有馬小学校女子ミニバスケットボールクラブの練習の見守りをしていた保護者（母親）2人の上に、体育館出入口のドアの一部であるL字型鉄製板が落下し、負傷した事故でございます。  
賠償の金額及び賠償する相手方は、資料に記載のとおりでございます。  
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、議会への報告が義務付けされております。  
なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の対象となっております。  
なお、白木野体育館については補修を完了し、他の社会体育施設である体育館の点検も昨年中に実施しましたが、問題はございませんでした。  
以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

松尾委員 社会体育施設は、点検済みとのことですが、学校の体育館は、安全点検は実施されたのでしょうか。

学校教育課長 学校の体育館については、毎月、随時安全点検を実施しております。

松尾委員 今回の例のように、通常想定されていなかった部分の落下があったということで、その点については、再度各学校に周知して再点検を実施したほうがいいと思います。  
重ねて、サッカーのゴールポスト等の点検もお願いします。

学校教育課長 各学校へは、詳細について確認等を含め、再度指示をしたいと思います。

近藤委員 賠償額については、どのような内容に対してのものでしょうか。

スポーツ振興課長 治療費に相当する金額でございます。

スポーツ振興課長 他にございませんか。  
特になければ、原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 報告第1号及び報告第2号については、原案どおり承認いたします。

永田教育長 続きまして、日程第6、その他「(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について」を議題といたします。  
この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 この案件は、非公開と決定いたします。

(非公開の審議)

永田教育長 小学校 認定 287人  
中学校 認定 176人、却下 1人  
本件につきましては、そのとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 そのとおり、決定いたします。

永田教育長 次は、日程第6、その他「(2) 平成30年度南島原市一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。  
それでは、担当課長より説明させます。

教育総務課長 (平成30年度南島原市一般会計補正予算(第5号)について説明)

永田教育長 次は、日程第6、その他「(2) 次回教育委員会定例会の開催について」を議題といたします。  
今回は、来年2月22日、金曜日、午後4時から開催したいと思っておりますので、ご出席をお願いいたします。

永田教育長 最後に「(3) その他」ですが、皆様方から何かございませんか。

学校教育課長 (平成30年度卒業式・卒園式及び平成31年度入学式・入園式について説明)

学校教育課長 (南島原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明)

永田教育長 他にございませんか。  
特になければ、以上をもちまして、本日の第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 14時55分

会議録署名

教育委員

記録職員